

**協働ミーティング～みんなでつくる地域の未来～企画・運營業務委託  
企画提案競技 審査基準**

**1 審査方法**

企画提案書の審査は、「協働ミーティング～みんなでつくる地域の未来～企画・運營業務委託審査委員会」において行う。

**2 審査内容**

- (1) 審査員ごとに別添「企画提案競技評価票」を用い、評価を行う。
- (2) 評価は、各評価項目について次の評価基準により5段階で行い、各評価項目に応じた係数を乗じて評価点を算出する。ただし、評価項目「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組については上記評価方法によらず、別紙の評価基準ごとの評価点を与えるものとする。

## 評点基準

評価点	評価基準
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

- (3) (2) で算出した各審査員の合計得点が最も高い企画提案を選定する。ただし、評価項目のうち「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」以外の項目について積み上げた評価点の合計が6割に満たない場合は選定しない。  
なお、合計得点が最も高い企画提案が複数ある場合には、審査委員間の協議により順位を決定する。

令和8年度協働ミーティング～みんなで作る地域の未来～企画・運営業務委託  
企画提案競技評価票

審査項目	審査の視点	評価点 ①	乗じる 係数②	配点 ①×②
1 事業の実施体制	① 業務を遂行する上で、十分な実施体制と評価できるか。	5	2	10
	② 業務の実施スケジュールは仕様書を踏まえた妥当な内容となっているか。	5	2	10
2 事業の有効性	③ 業務委託の趣旨を十分理解しているか。	5	2	10
	④ 事業目的を達成する上で有効な手法か。	5	2	10
3 事業の実現性	⑤ 企画提案内容は、具体的で実現可能な内容となっているか。	5	2	10
4 事業経費の妥当性	⑥ 全ての業務について過不足なく項目出しと数量計上をしているか。また、経済性について評価できるか。	5	2	10
5 事業に係る各種プロモーション	⑦ 本事業の情報を、参加者ターゲットに対して効果的かつ戦略的に周知できる内容となっているか。	5	2	10
6 イベント企画	⑧ 参加者同士が交流し、イベント後、協働による取組の企画立案が期待できる企画案となっているか。	5	2	10
7 その他提案（加算要素）	⑨ 提案内容に提案者の独自性が盛り込まれているか。また、特別考慮できるような加算要素があるか。	5	2	10
8 賃金水準の向上	⑩ 別表により採点	5	1	5
9 女性の活躍推進	⑪ 別表により採点	5	1	5
合 計				100

## ●別表 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組への配点

審査項目	大区分	小区分		配点	
賃金水準の向上	給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上		2点	最大 5点
		2.00%以上		3点	
		3.00%以上		5点	
	パートナーシップ構築宣言の作成・公表		0.5点		
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数 100人以下 の企業	女活法（※2）	0.25点	
			次世代法（※2）	0.25点	
	えるぼしチャレンジ企業認定（※1）			1点	最大 3点
	法令に基づく認定	女活法（※2）	えるぼし	1.5点	
			プラチナえるぼし	2点	
		次世代法（※2）	くるみん	1.5点	
			プラチナくるみん	2点	
	若者雇用促進法（※2）	ユースエール		0.5点	
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰		0.5点	最大 1点
		女性の活躍推進企業表彰		0.5点	
子ども・子育て支援知事表彰		0.5点			
男女共同参画社会づくり表彰		0.5点			

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。